

カンボジア現地セミナー（民事保全処分）

国際協力部教官

内 山 淳

第1 はじめに

2016年1月28日から同月29日までの2日間にわたり、カンボジア王国の首都プノンペンにあるプノンペン・ホテルにおいて、「Seminar on Preservation（民事保全処分セミナー）」と題し、同国の民事訴訟法第7編に規定された保全処分¹についての現地セミナー（以下「本セミナー」という。）を実施した。

第2 本セミナーの内容

1 参加者²

アン・ボン・ワッタナ（Ang Vong Vathana）司法大臣³

チャン・ソティアビ（Chan Sotheavy）司法省⁴次官

リム・ボン（Lim Voan）国土管理都市計画建設省⁵（国土省）次官

裁判官，書記官，登記官，執行官

司法省，国土省及び公共事業運輸省⁶（運輸省）各職員 など

2 日程

1/28（木）8：30 開会式

カンボジア国歌斉唱

JICA 代表者挨拶

司法大臣挨拶

9：30 講義「民事保全（総論）」，質疑応答

13：30 講義「不動産の仮差押え」，質疑応答

15：30 講義「動産の仮差押え」，質疑応答

¹ 条文は、当部ホームページにも掲載。実質的な内容は、日本の民事保全法に類似。

現在、カンボジアの実務では、保全処分についての関心が高いが、関係する実務担当者には十分な理解が進んでいない面があり、運用上の問題点も多いことから、本セミナーのテーマとして取り上げることとなった。

² セミナー参加者は、各日約200余名（日本側除く）。日本側の出席者は、JICA長期派遣専門家、プロジェクト・オフィスのスタッフ、JICA国際協力専門員、JICAカンボジア事務所職員、公共事業運輸省アドバイザー、通訳人、当部教官及び国際協力専門官等。

³ 開会式にのみ出席し、開会の辞を述べた。

⁴ Ministry of Justice

⁵ Ministry of Land Management Urban Planning and Construction

⁶ Ministry of Public Works and Transport



開会式

- 1 / 29 (金) 8 : 30 講義「係争物に関する仮処分」質疑応答
- 13 : 30 講義「仮の地位を定める仮処分」, 質疑応答
- 16 : 30 閉会式

司法省次官挨拶

3 講義内容

(1) まず、民事保全処分の基礎を理解してもらうため、「民事保全（総論）」と題し、保全決定手続及び保全執行手続の概要（申立書の記載事項、各保全処分の相違点及び保全の必要性等）を説明した。

この他、保全の必要性等は「疎明」で足りる（カンボジア民事訴訟法 541 条 3 項）ところ、訳語の影響により正確に理解されていないことから、「疎明」と「証明」の概念についても解説した。



講義風景（内山）

(2) 次に、各保全処分の分類に従って、「不動産の仮差押え」「動産の仮差押え」「係争物に関する仮処分」「仮の地位を定める仮処分」と題し、求める保全決定の内容及び各種手続等について説明した⁷。

特に、仮の地位を定める仮処分については、具体的なイメージを持ちにくい類型であることから、典型例（引渡し断行、賃金仮払い等）をいくつか挙げて紹介した。



講義風景（湯川亮教官）

(3) 質疑応答

各講義では、それぞれ質疑応答の時間を設けたが、以下のような質問が出た。

- ・仮の地位を定める仮処分は、非定型的なものということだが、保全すべき法律関係は、どのようなものでもよいのか？
- ・不動産の仮差押登記をし、そのまま本案訴訟を起こさない場合、同登記は消滅時効にかかるのか？
- ・共有動産の仮差押えはどうするのか？
- ・裁判所からの嘱託書に添付される保全処分の決定書に、処分の種類が記載されていない事例が散見されるが、このままでも登記できるのか？
- ・保全処分のうち、登記が必要な類型はどれか？
- ・不動産の仮差押登記をした場合、その後、仮差押登記が付いたままの当該不動産を売却処分することはできるのか？ など

これらの質問に対しては、カンボジアの実務や条文を確認しながら、本セミナー内で回答した。

⁷ 動産のうち、自動車については、登録制度があるものの、自動車の仮差押手続を定めた法令がないことから、保全処分の有効活用のためにも、早期の法令制定が必要。

仮差押えの対象には債権や船舶もあるが、本セミナーの主眼は、基本的事項の理解にあるため、割愛した。



会場の様子 1



会場の様子 2

第3 おわりに

本セミナーは、前回よりも参加者数が増えて盛況であった上、事後のアンケートや司法省次官の挨拶内容からすると、内容面でも参加者のニーズに応えたものになったようである。

これは、正に、現地に常駐する長期派遣専門家の皆さんが、カンボジア側のニーズを的確に把握してテーマ設定し、講義資料の訳語や理解しやすさなどについても細心の注意を払ってくれたからに他ならない。

本セミナーでは、決して学術的に深い議論をしたわけではないが、今のカンボジアに必要なのは、「基本的な知識を正確に理解してもらうこと」、「そのために分かりやすく伝えること」である。このことは、これまでの現地セミナーを通じ、身をもって感じた点であり、今後も、当分の間、この必要性は変わらないといえる。

最後に、本セミナーの開催に御尽力いただいた長期派遣専門家を始めとするプロジェクト・オフィスの皆さん、JICA 関係者の皆さん、通訳人の先生、その他多くの関係者の方々に対し、改めて心から御礼を申し上げたい。ありがとうございました。